青梅税務署から

☎0428・22・3185

●事業主の方へ

「法定調書」の提出期限は1月31日です

給料、退職手当、報酬、不動産の使用料などの支払者は、支払先の住所、氏名、支払い金額などを記載した書類（「法定調書」と言います）を税務署に提出することになっています。

平成18年中に俸給、給料、賃金などの給与等を支払った場合には、支払者は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日までに、すべての受給者に交付するとともに、一定金額以上の受給者のものは、税務署に提出することになっています。

「給与所得者の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらず、平成19年1月1日現在の受給者の住所地の市町村へ1月31日までに提出してください。

法定調書は、期限内に、記載誤り、記載漏れのないように提出してください。特に、「税務署番号」及び「整理番号」欄の記載漏れには注意してください。

法定調書については、磁気テープ・磁気ディスク（FD・MO）により提出することができます。税務署への承認申請書等の手続きが必要となりますので、お問合せください。

問合せ 青梅税務署個人課税第1部門資料情報担当

●贈与税の申告について

平成18年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産が、110万円を超える方や、「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。3月15日までに、税務署に申告してください。

贈与税の申告書等は、国税庁ホームページhttp://www.nta.go.jpからもダウンロードして使用できます。

問合せ 青梅税務署

●消費税の申告について

平成18年度分の消費税及び地方消費税の確定申告を3月31日までにしなければなりません。平成16年中の課税売上高により算定しますので、税務署に問い合わせてください。

問合せ 青梅税務署

年金だより

☎0570・00・9911

IP電話等をご利用の方

☎045・326・1840

●確定申告には社会保険料控除証明書が必要です

国民年金保険料は全額、確定申告での社会保険料控除の対象となります。

ただし、社会保険料控除の適用を受ける場合には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（以下「控除証明書」）の添付等が義務付けられています。

そのため、平成18年1月1日から10月2日までに国民年金保険料を納付された方には、11月に「控除証明書」を送付しています。

なお、「控除証明書」に記載されている以外の月の国民年金保険料を納付している場合、「控除証明書」とあわせて、その月分の国民年金保険料領収証書を添付等してください。

平成18年10月3日から12月31日までの間に、平成18年に初めて国民年金保険料を納付された方には、2月中に「控除証明書」を送付します。

問合せ専用コールセンター

●国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金とは、自営業者などの国民年金に加入している方が、より充実した年金を受けられるように、任意で加入できる公的な年金制度です。

加入できる方 20歳から60歳までの国民年金第1号被保険者（保険料を免除および猶予されている方を除く）

年金の種類 年金のタイプには「終身年金」「確定年金」があり、それぞれ老齢年金と遺族一時金が支給され、支給額は掛金によって異なります。

掛金 月額68,000円を上限として加入口数を選んで、掛金を支払っていきます。

また、納めた掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税などが軽減されます。

問合せ 東京都国民年金基金☎03・5285・8800または、フリーダイヤル0120・65・4192

納税にご協力を

今月は、市都民税（第4期）の納期です。指定金融機関等で納めてください。

●口座振替利用の方へ

指定の口座から《1月31日(水)》に自動的に振り替えます。残高不足にならないようご注意を！

●納め忘れはありませんか

次の納期は全て過ぎています。納税通知書をご確認ください。

■市・都民税（第1期～第3期）■固定資産税・都市計画税（第1期～第3期）■軽自動車税（全期）■国民健康保険税（第1期～第5期）■介護保険料（第1期～第5期）■市税・国民健康保険税・介護保険料にかかる延滞金及び還付加算金の率が変わりました

平成19年1月1日より、特例基準割合（18年の11月30日における基準割引率に年4パーセントを加算した割合）が変更になり、平成19年中の延滞金（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間）及び還付加算金の率が変わりました。

改正前 年4・1％（基準割引率0・1）

改正後 年4・4％（（基準割引率0・4）

※納期限後1か月経過以降納付日までの期間は14・6％で変更はありません。

問合せ 収納課収納係

嘱託職員募集

1 地域包括支援センター嘱託員募集

募集人員 1名

公開します　市政情報
保護します　個人情報
ご利用ください　情報コーナー
情報公開制度・個人情報保護制度に関するお問い合わせは、文書職員課文書係へ。

雇用期間 4月1日～平成20年3月31日（翌年度以降、期間の更新の制度あり）

勤務時間 月128時間以内

受験資格 保健師、看護士、介護支援専門員、理学・作業療法士のいずれかの資格を有する方

試験の方法 面接（日時未定）

2 要介護認定調査嘱託員募集

募集人員 1名

雇用期間 4月1日～平成20年3月31日（翌年度以降、期間の更新の制度あり）

受験資格 介護支援専門員またはホームヘルパー養成研修2級課程以上を修了した方で在宅での実務経験のある方

試験の方法 面接（日時未定）

申込み いずれも①1月22日～26日の間に、本人が履歴書（写真貼付）及び資格を有することを証明できるものの写しを持参のうえ、直接、文書職員課人事係（市役所本庁舎2階）へ。②電子申請による申込みは福生市ホームページをご覧ください。

12月の横田基地飛行回数

問合せ 環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	705	43	136	34
昼間（午前7時～午後7時）	584	70	104	35
夕刻（午後7時～10時）	112	0	32	4
夜間（午後10時～午前7時）	9	−27	0	−5
最高音圧レベル（デシベル）	112	−5	98	12

2月の無料相談

休日・祝日を除く
問合せ：秘書広報課市民相談係

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	7日(水)	午後1時30分～4時30分	商工会館2階会議室	
登記相談	1日(木)		市役所1階市民相談室	
相続遺言等暮らしの手続き相談	13日(火)			
法律相談	9日(金)・14日(水)21日(水)・28日(水)			予約制、先着6人（1人30分）※相談日の6日前から電話で市民相談係へ。
交通事故相談	15日(木)			相談日以外は東京都都民の声課☎03・5320・7733
税務相談	22日(木)			
少年相談	16日(金)	午前9時～午後5時		予約制、市民相談係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター☎042・642・1677へ。
高齢者職業相談	20日(火)	午後1時30分～4時30分		おおむね55歳以上の方が対象です。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	
子ども相談	毎週火～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター（福祉センター2F）	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎539・2555
消費者相談	毎週月曜・木曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	第3庁舎2階相談室	
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会☎552・2121
金融相談	8日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階研修室	商工会☎551・2927※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談（☎551・1511市役所代表）、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談（☎552・2121福祉センター）、教育相談（直通☎551・7700）

《聴覚障害者の方へ》広報や市の業務などの問い合わせは、FAX 552・5150（社会福祉課ＦＡＸ）をご利用ください。問合せ 秘書広報課市民相談係